

令和7年度

八代市政治倫理審査会 会議録

令和7年11月20日作成

八代市政治倫理審査会会長 中松 洋樹

【日 時】 令和7年11月19日（水） 13時30分～16時15分

【場 所】 本庁舎3階 302会議室

【出席者】 会長 中松 洋樹  
副会長 川井 健次  
委員 掛樋 洋子  
委員 高見 治  
委員 寺田 公子

【欠席者】 委員 稲本 眞理  
委員 坂口 佳菜子

【事務局】 文書統計課長 松田 英里  
文書法規係長 橋本 聖矢  
参事 野田 恵子

【議 題】 1 調査請求第1号についての審議  
2 調査請求第2号についての審議  
3 その他

【資 料】 1 次第  
2 席次  
3 成松議員への書類提出依頼文及びその提出資料  
4 市長公室長への事情聴取依頼文及びその回答書

【公開状況】 公開（一部非公開）

【傍聴者数】 15名

【所管課】 文書統計課文書法規係

【発言要旨】

事務局 : 定刻となりましたので、ただいまから、令和7年度第2回八代市政治倫理審査会を開会します。本日の審査会は、議事録作成のため、録音させていただきますのでご了承くださいませようお願いします。それでは、会長、よろしく申し上げます。

会長 : それでは本日の審査会がスムーズに運営されますよう、皆様のご協力をよろしく申し上げます。本日は、稲本委員、坂口委員が欠席となっておりますが、7人中5人の出席により、会議の定足数を満たしていますので、会議は成立となります。本日の会議は、第1回の会議で公開で行うこととしましたので、全て公開で進めますが、状況によっては途中で非公開とした方がよいと思われましたら、会議の中でご発言いただければと思い

ます。本日の進め方としては、調査請求第1号について審議した後、調査請求第2号について審議し、最後に次回の審査会の内容について、審議したいと思います。

それでは、調査請求第1号の審議を始めます。はじめに、前回の会議の振り返り・争点の確認を行います。前回整理したとおり、条例第7条により、市民の調査請求は、「議員又は市長等が第3条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるとき」に行われるものです。審査会は、調査請求を受けた市長から、審査を求められています。そこで、当審査会の審査も、基本的には、政治倫理基準に違反する事実があるかという点が中心になると考えられます。

第1号で問題とされている政治倫理基準は、調査請求書によりますと、条例第3条第1項第5号の「職務の遂行に当たり市民全体の代表者として、品位と公平を損なうような一切の行為を慎み、不正の疑惑を持たれる恐れのある行為」をしないということになります。

そして、このような政治倫理基準の定めぶりからしますと、金子議員の釈明にもあるように、金子議員の行為が、職務の遂行に当たり行われたものといえるかという点が争点となると考えられます。このような整理について、ご意見はございますか。では前回の会議の振り返り・争点の確認はこれで終わります。審議に移ってもよろしいでしょうか？

委員 : 会の冒頭に会長から、本日の会議は原則公開という説明がございましたが、これから金子議員の審議を深めていくこととなりますが、金子議員から第1回の審査会の際に提出された書類の一部には、怪我をされたご友人のプライバシーに関わる情報や、そのご友人が公表を望んでいないとされている情報が含まれています。審議が公開となりますと、そのような情報に配慮しつつ発言する必要がありますので、非公開の場で審議した方がよいと考えますが、いかがでしょうか。

会長 : 非公開にしたほうがよいというご意見がありましたので、再度皆さんにお諮りしたいと思います。今からの調査請求第1号についての審議について、非公開に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成の委員挙手)

会長 : 5人の挙手で非公開となりましたので、今からの審議は非公開とさせていただきます。傍聴人の皆様は、一旦ご提出をお願いします。

(傍聴人退室)

【会議非公開】

(傍聴人入室)

会長 : それでは、調査請求第2号に移ります。当審査会の審査対象につきましても、調査請求第1号の際に説明したとおりとなります。

調査請求第2号で問題とされている政治倫理基準は、調査請求書によると、3つあります。

1つ目は、条例第3条第1項第3号の「その地位及び肩書を利用し、又はその地位に伴う影響力の行使によって、金品その他いかなる財産上の利益を求め、又は授受しないこと。」

2つ目は、同項第4号の「職員の公正な人事を確保するため、その採用について推薦、紹介等有利な取り計らいをしないこと。」

3つ目は、同項第5号の「職務の遂行に当たり、市民全体の代表者として、品位と公平を損なうような一切の行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」です。

条例第3条第1項第5号については、調査請求第1号と同様、政治倫理基準の定めぶりからすると、成松議員の行為が、職務の遂行に当たり行われたものといえるかどうかという点が争点になると考えています。

まずこの5号関係の争点の整理について、ご意見はございますか。

(異議なし)

会長 : では次に、第4号の、職員の公正な人事を確保するため、その採用について推薦紹介等、有利な取計らいをしないこと、に該当するかという点についてです。これも条例の定めぶりからすると、争点となるのは、成松議員の行為が、その採用について推薦紹介等を有利な取計らいをしないこと、に違反したといえるかどうかという点になると思います。この点の整理について、ご意見はございますか。

(異議なし)

会長 : 最後に、第3号の、その地位及び肩書を利用し、又はその地位に伴う影響力の行使によって、金品その他のいかなる財産上の利益を求め、又は授受しないこと、に該当するかという点についてです。この点についての争点は、その地位及び肩書を利用し、又はその地位に伴う影響力の行使があったかどうかという点と、金品その他いかなる財産上の利益を求め、又は授受されたかどうかという点の2点になると思います。この整理についても、ご意見はございますか。

(異議なし)

会長 : では争点の確認は以上になります。今から、前回の会議で調査をすることになった事柄について、説明と、その内容について、事務局から報告をしていただきます。前回の会議では、第3号の政治倫理基準との関係で、主に2点の確認をする必要があるという結論になりました。

1点目は、成松議員が行った物販や寄附集めによって集められたお金の流れがどうだったのか。

2点目は、議員としての地位に伴う影響力の行使があったのかどうか、という点になります。その2点を確認するために必要な資料として、2つの資料が必要になるという意見でまとめられました。

先ほどの1点目のお金の流れについての確認のための資料として、成松議員のご自宅の土地及び建物の全部事項証明書を出していただくということになりました。これは調査請求書の中に、寄附や物販で集められたお金が成松議員のご自宅の建築費用に充てられたのではないかという疑義が記載されていたので、それについて判断をするためです。

もう1つ、同じ件について部活動に関する寄附や物販の申込書と部活動に関する各年度の収支が記載された収支報告書等を、全て提出するようにお願いしています。これによって成松議員が預かった、若しくは成松議員が関与して、市役所内で集められたお金が、部活の収入としてちゃんと入ってるかどうかというところが判断できるだろうというところで、資料の提出をお願いしています。

それから、2点目の議員としての地位に伴う影響力の行使があったかどうかという点を確認するために、歴代の市長公室長への書面による事情聴取を行いました。これは市長公室長に依頼して職員から寄附を集める、要は全職員に対して、寄附について賛同参加しない方もおられるのですが、そういう仕組みが、成松議員だけが使える仕組みだったのか、他の職員だとか、例えば、他に一般市民だとかが使えるような状態だったのかというところを確認したかったという形になります。そのために聴取事項として、1つ目は、市長公室長に対して、成松議員からの依頼を受けて、物販や寄附の取りまとめを行ったことがあるかどうかということについてお尋ねをしています。

それからもう1つ、市長公室長が全庁的に回覧取りまとめを行っていた寄附や物品販売は、成松議員からの依頼に限定されていたのかどうか。他の一般職員からもそういったものがあつたのかどうか、又は一般市民からもそういったことがあつたのかどうかということについて、聴取を行っています。それではこういった資料について事務局から、成松議員と市長公室長から提出された資料について説明をお願いします。

事務局 : 成松議員に対して、令和7年11月7日付けで審査会から要求した資料と、それに対して成松議員から提出された資料について、資料ごとに説明をさせていただきます。なお、議員に資料の提出要求を行った際、「提出できない資料がある場合は、その具体的な理由を書面によりご提出ください。」と申し添えて依頼を行っております。成松議員に対して提出を要求した資料は大きく3点でございます。お手元の資料をご覧ください。

まず1点目です。議員のご自宅の土地及び建物の全部事項証明書でございます。この資料につきましては、先ほど会長から説明がありましたとおり、抵当権の設定の有無、つまり、「住宅ローンを組まずに、集めた寄附金を住宅の購入費用に充てた可能性についての疑惑が払しょくされていない。」というような調査請求者の方の主張がございますので、これらの事実を確認するためのものです。また、審査会からの資料の要求に対しまして、成松議員からは、熊本地方法務局八代支部発行の、議員のご自宅の土地及び建物の全部事項証明書が提出されました。証明書の発行日は令和7年11月17日付けで最新のものとございます。

また、成松議員に依頼した資料の2点目の説明をさせていただきます。「調査請求第2号に係る部活動に関する寄附・物品販売の申込書（現存するもの全て）の写し」でございます。こちらの資料は、先ほど会長から説明がありましたとおり、成松議員が預かった市役所内の寄附・物品販売の代金を全額、後援会の収入とされていたかについて確認を行うためのものとございます。成松議員に依頼をする際、注意事項としまして「誰がいくら何を寄附（購入）したのか分かる書類をご提出ください。令和6年度においては、474件分ご提出ください。」と申し添えております。審査会からの資料の要求に対して、成松議員から提出された資料は4点でございます。審査会の場では中学校の名称はA中学校、部活動の名称につきましてはB部として説明させていただきます。

まず、1点目の資料が、A中学校B部後援会が発行した「A中学校B部 物品販売ご協力のお願い」。

2点目の資料が、「物品販売記入表の様式」。

3点目が、「A中学校B部後援会会長とA中学校B部後援会一同の連名で発行された物品販売協力に対する御礼」。

最後、4点目が、「提出できない書類についての理由が書かれた書面」となります。

まず、審査会が要求しました「誰がいくら何を寄附（購入）したのか分かる書類」につきましては、成松議員から提出が確認できませんでしたが、その理由について議員から提出された書面を原文のまま読み上げます。

「2については、保護者が管理しているが、確認したところ、すでに廃棄しており、現存しない。今現存するものは全て提出いたします。成松 由紀夫」

理由が書かれた書面の記載内容は以上です。

続きまして、成松議員に依頼した資料の3点目のご説明をさせていただきます。「調査請求第2号に係る部活動に関する各年度の収支が分かるもの（現存するもの全て）の写し」になります。併せて、「全ての寄附・物品販売ごとの収支が分かるもの（現存するもの全て）」をご提出ください、と申し添え、依

頼しました。この資料についても、2点目の資料と同じように、成松議員が預かった市役所内の寄附・物品販売の代金を全額、後援会の収入とされていたかについて確認をするために提出要求を行いました。審査会からの資料の要求に対しまして、成松議員から提出されました資料は全部で3つです。

1つ目は、A中学校B部の収支報告書で、報告期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までのもの。

2つ目は、同じく収支報告書で、報告期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までのもの。

3つめは、同じく収支報告書で、報告期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までのもの。

合計3年度分が提出をされています。

また、成松議員に要求しました「全ての寄附・物品販売ごとの収支が分かるもの」については、提出が確認できませんでした。先ほど読み上げました「提出できない書類についての理由が書かれた書面」の中で、「現存するものは全て提出いたします。」と書かれているため、提出されなかった理由については「現存しないため」と書かれています。

審査会の方から要求しました資料については、以上ですが、成松議員から任意で提出された資料がございます。こちらが成松議員ご本人の診断書の写しです。こちらも、あわせてご確認をお願いします。

続きまして、市長公室長への書面による事情聴取についてのご説明をさせていただきます。前回の審査会では、議員としての地位に伴う影響力の行使の有無について確認するため、市長公室長に対して書面で事情聴取を行うこととなったことを受けて、令和7年11月7日付けで2点の事項について審査会から無記名で回答を依頼いたしました。八代市の市長公室の制度は平成30年度に開始されております。これまでに5人が就任されましたので、そのすべての方に回答を依頼したところ、5人全員から回答書の提出がっております。

聴取内容の1点目について、項目を原文のまま読み上げます。

「市長公室長在職中において、成松議員から依頼された部活動費等の寄附・物品販売について、全庁的に回覧・取りまとめを行いましたか」という設問になります。選択肢につきましては、まず1つ目、回覧・取りまとめを行った。2つ目、回覧・取りまとめを行った場合と行わなかった場合がある。3つ目は、回覧・取りまとめは行っていない。の3つでございます。この3つの選択肢の中から一つを選択してもらいました。

結果についてご報告します。

「回覧・取りまとめを行った。」と回答したのは5人中3人でございます。

「回覧・取りまとめを行った場合と行わなかった場合がある。」と回答したのはゼロ人。誰もいませんでした。

「回覧・取りまとめは行っていない。」と回答したのは5人中2人でございます。

聴取内容の2点目です。1点目の回答で、回覧・取りまとめを行った、又は回覧・取りまとめを行った場合と行わなかった場合がある、と回答した合計3人の公室長に対する設問になります。項目を原文のまま読み上げます。

「市長公室長が全庁的に回覧・取りまとめを行っていた寄附・物品販売は、成松議員からの依頼に限定されていたか」というものです。

回答は、2つ準備いたしました。「限定されていた。」、もう一つは、「限定されておらず、市職員や一般市民から依頼があれば他の寄附活動についても回覧・取りまとめを行っていた。」というものです。

この2つの選択肢から、どちらか一つを選択してもらいました。なお、成松議員以外からの依頼で回覧・取りまとめを行った場合は、その件数についても回答を依頼しています。

この結果についてご報告させていただきます。1つ目の、「限定されていた」と回答された方が3人中1人でございます。2つ目の「限定されておらず、市職員や一般市民から依頼があれば他の寄附活動についても回覧・取りまとめを行っていた。」、これが3人中1人ございました。また、1つ目、2つ目の選択肢のいずれも非該当と答えられた公室長が3人中1人でございます。

事務局からの説明は以上でございます。

会長 : 争点の整理、提出資料に関する事務局の説明が、以上の通りとなります。そうすると審議に移ることになりますが、審議はこのまま進めてもよろしいでしょうか。

委員 : これから行う調査請求第2号の審議については非公開にさせていただきますだけませんかでしょうか。

会長 : 非公開のご意見が出ておりますので、この件につきましてももう一度公開にするのか、非公開にするのかを皆さんにお諮りします。

今からの審議について非公開に賛成の委員は、挙手をお願いします。

(賛成の委員挙手)

会長 : 5人全員の挙手で非公開が相当という判断になりましたので、今からの審議につきましては非公開に進めさせていただきたいと思えます。

傍聴人の皆さまは、一旦ご退出をお願いします。

(傍聴人退室)

【会議非公開】

(傍聴人入室)

会長 : 以上の審議いただいたことを踏まえて、次回第3回は、審査会から市長に提出する審査結果の報告書の内容についての審議になるかと思えます。ただ限られた時間となりますので、報告書の素案を作成し、その内容について、ご意見をいただきながら、可能な限りその場でご意見を反映させた報告書のほぼ完成稿を作成できればと思っております。

ですから、次回の審査会においては、その素案を皆さんにご覧いただきながら、こういう文言を使うべきではない、こういう文言にすべきだとか、こういう事項を付け加えるべきだとか、そういったところについてのご意見をいただく場になるろうかと理解しております。

そういった審議になることを前提に、次回の審議について、公開とするか非公開とするかということについて、皆さんにお諮りしたいと思います。

それでは次回の審議について、非公開とすることに同意される委員は、挙手をお願いします。

(賛成の委員挙手)

会長 : それでは、次回の審査会については非公開とさせていただきます。本日の審査会はこれをもって終了となります。

進行を事務局にお返しします。

事務局 : 会長ありがとうございました。委員の皆様も長時間にわたるご審議ありがとうございました。次回第3回の審査会につきましては、非公開で行いますが、日程と場所については後ほど委員の皆様にご改めご連絡します。

以上で第2回八代市政治倫理審査会を終了します。